

インボイス制度の記帳 電子帳簿保存法の対応 学習会開催

インボイス制度の反対の運動で署名52万筆を国会に届けましたが、岸田政権は、10月から制度を強行に実施しました。導入後も「インボイス制度反対・消費税減税の実施を」の声を上げていかなければなりません。

また、インボイス制度実施に伴い、の記帳の仕方も変わります。

そこで、10月16日にオーレンプラザで学習会を開催し20名が参加しました。講師は、十日町民商・大島事務局長にお願ひし、説明をして頂きました。

制度の内容、請求書の書き方、1万円未満小額特例、特定事業に関する保存不要特例・仕入税額控除が認められる6つの記載項目・立て替え金精算、振込手数料の処理の仕方、弥生会計の入力の仕方など多岐にわたり、参加者は頭がいっぱいになっていました。



特に、立替金精算と振込手数料の処理の仕方に質問が集中しました。

売上金額によっては、特例のない会社もあり、記帳が複雑になってきます。手間も今まで以上にかかり、制度への怒りが湧いてきました。

続いて、来年からの「電子帳簿保存法」の学習に移り、「データを保存させて税務調査の際の書類確認をしやすくすること」が目的の法律ということ、基本は、「紙で貰ったら紙保存、データで貰ったらデータ保存」なので、難しく考え過ぎないようにし、パソコンへのデータ保存のやり方を学習。加えて、「事務処理規定」も作成しておかなければならず、大変な作業が求められることがわかりました。

インボイス登録は、いつでも申請出来ます。

登録は10月以降でも申請は出来ます。その場合、「いつから番号を登録するのか」を記載して申請することになります。登録日は申請日から15日以降の日付となります。あわてないで納得して申請しましょう。

10月以降の申請は、申請用紙が変わっていますので注意が必要です。

10月から請求書の記載書式が変わります。

登録番号など6項目が記載された請求書が必要です

- ①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ②取引年月日
 - ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
 - ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜・税込）及び適用税率
 - ⑤税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- 以上6項目です。

《最低賃金が改定されます》

10月1日から、新潟県の最低賃金が変わります。昨年より41円上がり、

1時間・931円

となります。
パート・アルバイトを雇用している事業所は変更してください。

「上越市価格高騰支援金」

締切は10月31日です。

「上越市価格高騰支援金」の締め切りが迫っています。
令和4年度の確定申告で、売上金額が一円以上ある業種で、光熱費・燃料費が対象となり、最高30万円が助成されます。

申請がまだの方は忘れずに申請しましょう。

解らない場合は、事務所にお問合せ下さい。

※助成金の振込には一か月以上かかり、大変遅れています。

共済会

「大腸がん検診」行います。

今年も検診を実施します。

年に何回受けても大丈夫ですので、この機会に受けてください。

受診費用は、共済会加入者は無料、未加入者は605円となります。

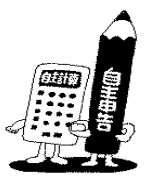
実施日 11 / 25・26・27

※申込は、支部役員か別紙FAXにて申し込んで下さい。

11月のPC記帳会

11月15日（水）

午後1時半～



労働保険料納入のお願い

第2期の労働保険料引き落としの案内が届いているかと思ひます、

口座引き落の場合は10 / 31です。残高確認をお願いします。

引き落としされていない場合は10 / 31までに事務所に持参ください。

一人親方保険料は10 / 27までに事務所に持参ください。

婦人部員の皆さん

今年のプレゼントお届けします。

毎年、部員の皆さんにプレゼントをお届けしていますが、今年も役員さんを通じて、

お届け致します。
待っていてください。



計 報

常任理事、頸城支部・支部長の橋爪

勇さんが逝去されました、

橋爪さんには、長きにわたり民商活動に尽力いただき、会員さんからも慕われた役員さんでした。

感謝と共にご冥福をお祈りいたします。長い間ありがとうございました。